2）車線規制の作業手順(2-1)

※桜太管内(八王子管轄)で規制を開始する場合の連絡方法について

＜規制開始時＞①規制開始連絡 ＜規制解除時＞②テーパー撤去(2車線確保)完了連絡③規制終了(規制標識撤去完了)連絡
八王子管制連絡先：042-692-0917(携帯電話による連絡とする)

2025.3.27　制定・改訂日

	内　容	留　意　事　項
準　備　工	・規制箇所の確認。 ・作業打合せ。(KY活動) ・規制責任者の選任及び役割分担、緊急時の会因、連絡方法の確認。 ・作業人員・車両・機器具・発炎筒等の資材の確認。 ・使用機械・器具の点検、整備の確認。 ・積み荷の確認。 ・車長用プレート確認。 ・出入り口の位置確認・誘導員配置・出入り打合せ。	・規制箇所確認。 ・作業分担・配置の確認。 ・安全打合せ書による。 ・事前に規制内容を確認する。 ・運行前点検・持ち込み点検等よる。(工事用車両の表示) ・車両の点検結果報告。 ・積み荷確認書による。 ・運行前点検表による。 ・出入り口機械・グリーンキャップ用意 ・安全チョッキの作成。
作業開始 規制連絡 規制材設置	・一次管制室へ規制開始の報告。 ・非常駐車票に入り、ネット等をかす置は、必ず保安員を配置する。 ・保安員配置による誘導機材の物置（保安員は作業員と清掃の為れる安全な位置で保安すること） ・本線規制時の作業員、保安員は助手席やライトバンに乗車する。(荷台の乗車禁止) ・全ての規制材設置は、非常駐より上方通過する。(車力 防護柵の外の安全な位置を歩行する) ・非常駐車票に駐車出来る車両は三台までとし、4ヵ以上の間隔を赤打て駐車し、後方車両間に立入らない。 ・非常駐車票からの流出は一回に一台まで必ず保安員の会図により行う。 ・保安員は路面の安全な場所に位置し誘導する。(誘導距離が取れない時は中分防護柵からの誘導でも良い。 ・定行規制・道路規制の600m～300m側面共通標準の標示設置後設置。 ・SO可変標識がある場合は、規制内容(速度標識)の表示と予告しないよう必要時に日回しする。 ・規制箇所に登板車線がある場合は、登板車線規制も同時に実施する。 ・非常駐車票への移動時は標識類をロープ等で必ず固定する。 ・道路規制はテーパー部よりー上流の非常駐車票に停車する。	・規制箇所確認。 ・作業分担・配置の確認。 ・安全打合せ書による。 ・事前に規制内容を確認する。 ・運行前点検・持ち込み点検等よる。(工事用車両の表示) ・車両の点検結果報告。 ・積み荷確認書による。 ・運行前点検表による。 ・出入り口機械・グリーンキャップ用意 ・安全チョッキの作成。 ・規制キ字形禅書号規格・会社(敬注者)への規制連絡。 ・実施第に上る一般車へ の注意喚起。(規制の悪い場合は保安員の増員) ・ロ分・路面照明に標識設置・敷石作業禁止。 ・標識車の表示は規制設置中・作業員に注意上する。(手動可能標識は 作業中) ・輪止めの設置。(但し、固定規制等道転手に路面の必要がない場合を除く) ・駐車時、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両（標識車）のハンドル切り行う。 ・一般通行車両との車間距離500m以上を確認する。(保安員の配置、無線機の検討) ・二名以上の機械での路線作業を行う。 ・車両移動中の会図の確認。 ・複数人数による標識設置及び本線規制時の会図。 ・標識の強固な固定及び転倒防止用ロープ(8mm以上)の設置。 ・ガードケーブル設置時は、住民側に設置。 ・小矢板の固定及び目線より低い位置での設置。 ・規制材設置の際、乗車時・降車時の後方確認。【施去時共通】
テーパー部設置	・テーパー手前300m～100m(規制に応じて調育安全と照える場所)で安全誘導員配置(保安員)、作業員は(3本以上で車線の半分程度まで移る) ・各テーパーの発炎筒は保安員の監視の下、作業員が設置する。 ※道路規制の場合 各テーパーが設置できたら非駐す待機している車両を台同時に誘導し、各テーパー内に進入させる。 (誘導は路肩・中分の見通しの良い方の作業員が行う) ・テーパー間始や上流に矢印板を2枚増設する。(200mピッチ) ・200m区間内の間隔で設置し、はじめの体は、路面に設置し、残りは他で車線を片側にする ・テーパー設置時は、監視員を1名配置し、車通行車両の監視を行う。 ・回転灯を16灯(一コードバル30w太郎・コードバル30w標識車を配置する ・ピカボンを7枚・一枚目及び1枚目は設置する。 ・ピカビ6と基及びピカビ6は設置中有板を設置する。 ・標識車配置後、千葉表示を工事中のパターンに変更する。	・規制に応じて保安員の増員及び発炎筒を複数設置し注意喚起する。 ・発炎筒各テーパー設置後、矢印板本テーパーを設置する。設置時は、保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起し1名は一般車に注意喚起しながら、作業員に危険を知らせる場所に居る。 ・保安員は一般通行車両に正対し監視を行い、危険などを作業員に知らせる。 ・転がり防止付き発煙筒を使用する。また、転がり防止が発煙筒に取り付けてあるか確認を行う。 ・発炎筒での火種・火災注意。 ・発炎筒の消火は消火ポットを使用する。 ・保安員は発炎筒の最火確認を行い火災予防する。 ・**ロ路規制の場合テーパー設置後、矢印板を安全の為、設置する余裕がある場合は事前に設置する。** ・道路開への進入時会図の方法及び徐怒。 ・機械時の車間の確認。 ・2名での機動作業。 ・矢印板は、車用ウェイ及び上書を取付け、転倒防止する。 (ロープで設置後又は車に固定等な工夫を行う。土嚢は設置しなくても良い) ・回転灯・安全太鼓の転倒防止応策及び機関車のハンドル切り徐止めの確認。 ・車両急進・停止合図の確認。 ・荷台の登録登録。 ・パワーゲート使用時はサポーバー外れ防止の確認を行う。 ・矢印板は、車用ウェイ及び上書を取付け、転倒防止する。 ・看板等の転倒防止処置。 ・横断方向のラバンコ設置位置及びラバンコの設置ピッチを一定方向に設置。 ・横断機器の真横方向でラバンコ設置を終了する事。 ・車両の駐車時の後止め・ハンドル切り確認。 ・工事車両のうちでテーパー部に一番近い車両の回転灯点灯確認。
ラバンコ設置 	・ラバンコ20m間隔に設置する。(作業ヤード は逆に設置する) ・テーパー部より20m程度の位置にコーセンコーン等・工事内容等板設置 ・規制解除設置にありがとう標識・解除標識の前に設置し、ラバンコは2本並べて設置する。 ・規制区間が長い場合は、500mごとに矢印板・50区間標識を設置し、 速度可変標識は、日回しする。 ・VT型のラバンコは通行車側がい側となるよう設置する事	・車両急進・停止合図の確認。 ・荷台の登録登録。 ・パワーゲート使用時はサポーバー外れ防止の確認を行う。 ・矢印板は、車用ウェイ及び上書を取付け、転倒防止する。 ・看板等の転倒防止処置。 ・横断方向のラバンコ設置位置及びラバンコの設置ピッチを一定方向に設置。 ・横断機器の真横方向でラバンコ設置を終了する事。 ・車両の駐車時の後止め・ハンドル切り確認。 ・工事車両のうちでテーパー部に一番近い車両の回転灯点灯確認。
交通監視・交通誘導	・監視員は、テーパー部より約10m後方でテーパー監視し、異常があれば是正する ・交通誘導がある場合は工事用車両出入り口の看板・グリーンキャップ機を設置し、工事車両から分かるようにする。 ・工事用車両出入り口、車両の確認はテーパーコーンを使用し急ぐ。不必要に流出できないようにする。 ・工事用車両は直進で流出させる。(必ず誘導を実施する) ・直進で流出できない場合は、保安員を配置しその誘導に従い流出する。	・安全帯の使用。 ・監視位置は路肩側で実施。 ・車両出入口は、一般車両の確認を十分する。 ・工事用車両との会図の打合せ。 ・後退誘導等は打合せを行い、運転手より見える位置で行う。 ・工事用車両流出は、一般車の車間500m以上を取ること。 ・工事用車両は合づつ流出させる。
ラバンコ解除	・規制解除の安全対策の確認。 ・解除標識・ありがとう看板を倒し、規制材車に積む ・規制材車を後退しながらラバンコを積みこむ ・時時に中間矢板・50区間標識・ワーセッコーン・看板等を撤収する ・可変標識日回しカバーを撤収する。	・車両発進・停止合図。 ・撤収安全速度厳守。 ・パワーゲート使用時はサポーバー外れ防止の確認を行う。 ・運転手は思を全開にして、誘導員の合図を確認できるようにする。 ・解除中断車間時は規制材の撤収忘れが無い様、作業員全て確認の確認をする。 ・回収者がパワーコンを回収する際は、休用時間に「ふれ合いない」回収規格者に手渡す。 ・車両の誘導及び安全監視は荷台にて行う。
テーパー部解除	・矢印板を規材車を後退させながら標識車の手前まで撤収する。 ・機材車を路肩寄りの非常駐車票に駐車する。 ・保安員1名、作業員1名はテーパー手前300m～100m(規制に応じて適宜安全と照える場所)に移動して保安員の監視の下、作業員が各発炎筒を設置し、各テーパーをつべり、発炎筒・誘導により一般車に注意喚起する。 （3本以上で車線の半分程度まで移る） ・標識車を後退させながら、矢板等を撤収する ・登板車線規制車両している場合は、規制解除する。 ・テーパー撤収時は、保安員を1名配置し一般通行車両の監視を行う。(テーパー手前の保安員と併せて2名) ※道路規制 ①保安員1名、作業員2名は本テーパーの矢印板・発炎筒を使用しテーパー部(矢印板)と手前100m～300M(発炎筒)2箇所に各テーパーの設置を行う。 ②本テーパーの矢印板を撤去し規材車は進行で規制内から保安員の合図で流出する。 ③標識車は保安員の合図で非駐に移動するか路行で回送不行う。テーパーの矢印板は作業員が非駐まで移動かさる。	・後退誘導実施。 ・移動が悪ければ保安員増員及び発炎筒の複数使用。 ・転がり防止付き発煙筒を使用する。また、転がり防止が発煙筒に取り付けてあるか確認を行う。 ・発炎筒での火種・火災注意。 ・発炎筒の消火は消火ポットを使用する。 ・保安員は発炎筒の最火確認を行い火災予防する。 ・各テーパー設置後矢印板を撤去する。 ・保安員2名配置し各位置でテーパーの中に一般車に注意喚起し、1名は撤去作業思所で一般車に注意喚起しながら、作業員に危険を知らせる場所にいること。 ・担丸預の発炎筒の片付け現場に非置せず持ち帰る ・道路規制上の標識車の材車の進路変更時の会図及び一般車両確認。 ・監視員は一般通行車両に正対し監視を行い、危険などを作業員に知らせる。
規制材撤収	・保安員を先頭に従歩にて規制材を倒し、非常駐車票に入力で運搬する(積み 防護柵の外の安全な位置を歩行する) ・機材車は、規制材回収の為規制材設置時位置まで回送する。 ・規制材車到着後、保安員を配置し、非常駐車票にて規制材を積みこむ。 ・駐車票毎移動はローブの為で固定し、回送の為ネット止めとネット張り仕行う際は必ず保安員を配置して行う。 ・積みこみ完了後ロープ・シート等で飛散置生ボい、規制解除連絡を一斉管制室に非常電話より連絡する。 ・非常駐車票に駐車出来る車両は三台までとし、4ヵ以上の間隔を赤打て駐車し、後方車両間に立入らない。 ・非常駐車票からの流出は一回に一台まで必ず保安員の会図により行う。 ・保安員は路面の安全な場所に位置し誘導する。誘導距離が取れない時は中央分離帯前の 防護柵からの誘導でも良い。 ・本線路敷時の作業員、保安員は荷台の乗車を禁止する。	・荷造り時通行帯側は特に注意すること。 ・保安員は作業員と連携の取れる安全な位置で保安すること。 ・規制キ字形禅書号規格・会社(敬注者)への規制連絡。 ・非常駐車票内では、駐車禁は車乗員と未乗で輪止めは実施しない。 (路車の必要がある場合は実施する) ・一般通行車両の車間距離500m以上を確認。(誘導員の配置、無線機の検討) ・機械時の車間の確認。 ・2名での機動作業。 ・積み荷の確認。 ・規制材を2人で積込む場合は声を掛合い思思連絡を図る

＜島規制＞

①　島規制に上り代車を行う場合は　物理的防御装置（保安員）間の離隔を適正に確保できん場合のみとする。
②　物理的防御装置と作業箇所（保安員）間の離隔を適正に確保できない場合は、NEXCOと別途協議し規制方法（ⅰ．先頭固定による作業、ⅱ．ラップ閉鎖等）を再検討する。(物理的防御装置とは、進入車両強制停止装置、衝突緩衝車両等)
離隔距離：「とまるぞ一」から60m程度・防護車両から40m程度

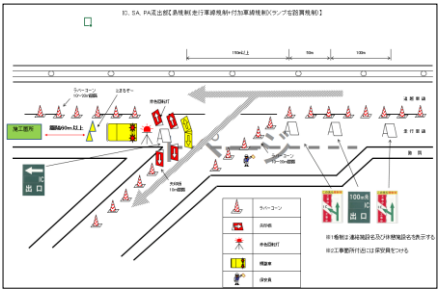

※注意事項

・工事用所手前にはとまるぞ一手設置（60m手前）、現場が常に稼動するよう場合は坂室部手代用して配置する。
・車両移動時の急発進禁止
・本線規制時の確認不足禁止
・発炎筒の使用徹底
・積み荷完全確認(規制材2人で積込む場合は声を掛合い思思連連を図る)
・ネットシートに荷台の重し
・立て看板の防風棒への転倒防止
・一般通行車両との車間距離の確認
・規制設置・撤去時　標識支柱を点検し、劣化してる物は直ちに交換する。
・しらすすだ一の注用
・作業途中で作業方法手変更する場合は、一旦作業をやめ、管理者のもとで変更内容を会図で徹知した上で再開する。
・接触冠系が無い場合には、規制設置・撤去時に直登作業員の安代を行うこと。
・一人作業の禁止
・**発炎筒とLED発炎筒への読み換えも可能とする。**
＜監視員の役割＞
・監視員は回収車の荷台のとめ、運転手後方確認の統げになない思所で、一般車に正対し異旗にて注意喚起を行うとともに、
作業員の安全管理を行う。
・監視員は一般車の不安全運転、接離物や作業員の突発的事象を確認した場合は、速やかに「しらすすだ一」で運転手・作業員に警告する。
・運転手及びはしらすだ一上に限らず、他の通信機器(インカム・トランシーバー・警音等)でも可。

作業編成(標準)	員数	資機材
規制責任者	1名	
作業員	2名	トラック(積材車)・標識車
交通誘導員	2名	発炎筒・看板

安全器具・保護具類	
ヘルメット	安全靴
反射（白発光）チョッキ	発炎筒
反射スパッツ	黄旗(カラマンデー)・警光棒
手袋	警笛(しらすすだ一)